

議第 8 5 号

三島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

三島市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年三島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第17条の9第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月28日提出

三島市長 豊岡 武士